

定額減税補足給付金（調整給付）の申請を受け付け

国の経済対策により、令和6年分の所得税および令和6年度分の住民税所得割において定額減税を実施していますが、定額減税しきれないと見込まれる方に対して減税しきれない差額を給付金として支給します。

■支給対象者

令和6年1月1日時点で訓子府町に居住し、令和6年分推計所得税額または令和6年度住民税所得割額が課税されている納税義務者のうち、定額減税がしきれないと見込まれる方。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外となります。

■支給額

①と②の合算額を1万円単位に切り上げた額を給付します。

①所得税分定額減税可能額－令和6年分推計所得税額＝所得税分控除不足額（①＜0の場合は0）

※所得税分定額減税可能額は「3万円×（本人＋扶養人数）」で算定します。

②住民税分定額減税可能額－令和6年度住民税所得割額＝住民税分控除不足額（②＜0の場合は0）

※住民税分定額減税可能額は「1万円×（本人＋扶養人数）」で算定します。

■受給手続き

- ・給付金の対象と思われる方には、8月26日以降に案内を送付しています
- ・確認書に記入の上、振り込み先口座を確認できる書類（通帳の写しなど）とともに、郵送または福祉保健課窓口へ提出してください
- ・2～3週間後に支給します

■申請期限

10月31日(木)必着

※申請期限以降の提出は、支給対象外となりますのでご注意ください。

児童手当制度改革のお知らせ

令和6年10月分から児童手当の制度改革が行われます。

■制度改革内容

- ・所得制限の撤廃
- ・支給対象が中学生までから高校生までに延長
- ・第3子以降の支給額が3万円に増額
- ・支給月を年3回から年6回に増加

※「第3子以降」とは児童および児童のきょうだいなどのうち、年齢が上の子から数えて3人目以降の子のことをいいます。

■支給額

- ・3歳未満：1万5,000円（第3子以降は3万円）
- ・3歳以上高校生まで：1万円（第3子以降は3万円）

※所得制限限度額および所得上限限度額を超過していた方も支給対象となります。

■支給時期

児童手当は、2月、4月、6月、8月、10月、12月に支給されます。

※制度改革後の初回支給は12月（10月・11月分）に支給します。

■申請手続き

福祉保健課で手続きをしてください。

■問合せ 福祉保健課社会福祉係（☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番）

■制度改革後に児童手当を受給するために新たに申請が必要な方

- ・所得上限限度額超過により、児童手当を受給していない方
- ・高校生までの子を養育し、児童手当を受給していない方
- ・児童手当を受給中で、施設などの子で高校生年代の子を養育している方
- ・児童手当を受給中で、18歳到達後最初の3月31日から22歳到達後の3月31日までの子を含め3人以上の子を養育している方

■申請猶予

制度改革後に児童手当を受給するために新たに申請が必要な方に該当する方については、令和7年3月31日までに児童手当の申請をした場合には、令和6年10月分から児童手当が支給されます。

■申請手続きに必要なもの

- ・健康保険被保険者証
- ・請求者の通帳
- ・請求者および配偶者の個人番号確認書類（マイナンバーカードなど）

交通規制のお知らせ（町道西1丁目線）

西1丁目線老朽管更新工事のため、工事期間中は片側通行となります。

期間中は、一般車両の通行および住宅への出入りなどでご迷惑をお掛けしますが、ご理解およびご協力をお願いします。

交通規制を実施する期間などは、次のとおりとなっています。

交通規制区間	西1丁目線（北1条線～北2条線）		
交通規制期間	9月初旬～11月初旬まで ※工事が早期に完了した場合は、交通規制を解除します。		
工事名	西1丁目線老朽管更新工事	事業主体	上下水道課施設係

■交通規制箇所図



■問合せ 上下水道課施設係（☎47-2118 役場1階 窓口5番）

交通規制のお知らせ（町道南9線・西17号線）

山林川（排水路）整備に伴い交通規制を行います。

交通規制箇所の詳細は広報8月号または右記QRからご確認ください。



交通規制区間	①南9線（西17号線～西18号線間）…片側交互通行 ②南9線（西17号線～西18号線間）…全面通行止め ③西17号線（南8線～南10号線間）…一部迂回
交通規制期間	①8月9日～10月1日まで ②③10月1日～令和7年2月28日まで ※工事が早期に完了した場合は、交通規制を解除します。

■①の工事に関する問合せ 上下水道課施設係（☎47-2118 役場1階 窓口5番）

■②③の工事に関する問合せ 建設耕地課耕地改良係（☎47-2117 役場1階 窓口4番）



今月の夜間町長室開放は9月11日(水)です

Web会議ツール「Zoom」を通してオンライン形式でも実施できます

ご予約は政策推進課（☎47-2115）まで 開設時間 18時30分～20時30分